# 長与町農業委員会会議録

令和3年6月25日

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 個人情報に関する部分については、内容を○又は()に置き換えています。

長与町農業委員会

# 令和3年6月農業委員会総会

1. 日時 令和3年6月25日(金) 9時30分から11時30分

2. 場所 長与町役場 4 階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(12名)

会長 1番 水谷 勉

会長職務代理者 2番 渡邉 章三

委員 3番 原田 成信 4番 崎山 光子 5番 永田 好紀

6番 岡﨑 道子 7番 原口 司 8番 山本 忠典

9番 益富 雅彦 10番 柳原 厚志 11番 山口 多美子

12番 原田 正利

4. 農業委員会委員 欠席委員(0名)

5. 農地利用最適化推進委員 出席委員(8名)

1番 永冨 義德 2番 尾﨑 明光 3番 田中 光夫

4番 山口 健士 5番 増田 博光 6番 坂口 勝利

7番 坂本 謙二 8番 坂本 秀哉

6. 農地利用最適化推進委員 欠席委員(0名)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 渡邉 章三 3番 原田 成信

第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 第3号議案 農用地利用集積計画について

第5 第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取に

ついて

第6 第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 福本 美也子

農政農地係長 森 雅之

## 事務局

皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中12人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は、永冨委員が遅れるとのことで、現時点では7人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

# 議長

皆さんおはようございます。もう、夏至を過ぎたということで、日は短くなっていますが、気温が非常に高くなっております。皆さん、早朝に働いて昼間は休むという形で、体力温存してください。今日の総会は内容としてはかなり盛りだくさんですが、スピードをもって進めていきたいと思いますます。

それでは、令和3年6月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会 総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署 名委員を2人、指名いたします。2番 渡邉章三委員、3番 原田成信委員を指名いたし ます。

日程第2、本日は、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請が1件、第3号議案 農用地利用集積計画が5件、第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが5件出されています。報告事項は、農地転用専決処分報告が1件です。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。整理番号5、申請地が長与町平木場郷(地番)。 地目は畑で、295㎡。農地区分は、農用地区域内です。申請者は、譲渡人が、山口市小郡 大江町(地番)、(氏名)さん。譲受人が、長与町平木場郷(地番)、(氏名)さん。申請目的 は、売買により所有権移転で、価格は〇〇円、10aあたりの単価は、〇〇円です。備考欄 に記載している通り、譲受人は、県外在住者で耕作が困難のため、譲受人が購入し、隣接の 自己農地と合わせて一体的に管理します。譲受人の耕作地は、17,402㎡、労働力は2 人です。都市計画区域外となります。

2ページをお開きください。土地の所在ですが、図面の左手中段に、○○交差点がございます。そこから、(施設名)を通過して、○○橋を渡ってから、1キロほど山手に登った、赤色で表示してある場所が、申請地 平木場郷(地番)です。なお、農地の正確な位置等につきましては、4ページの字図で、ご確認いただければと思います。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

尾﨑明光推進委員。

推進委員 2番 尾崎です。よろしくお願いします。現地立会いを6月17日の午前9時30分から行いました。現地立会いは、水谷会長、永田農業委員、福本局長と森さん、それから今度購入される(氏名)さん、売られる方の代理人の方で行いました。現況は、議案にもありますように、(地番)が(譲受人)のみかん畑になります。それと隣接をして、(譲渡人)の土地があったわけですけども、以前は結構草も茂っていて、もうこのまま木が生い茂るんじゃないかというような状況だったんですけども、立会いの時点では、(譲受人)が草刈り等をされてきれいな状態になっておりました。購入されたあとはオリーブか何かみかん以外の果樹を植えようかということを予定をされているそうです。労働力は奥さんとお二人ですが、まだ奥さんもばりばり働いておられますので特に問題ないと思いますし、遊休農地が荒廃農地に移るような状況が、幾らかでも改善されて良かったんじゃないかなと思っております。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

5番 永田 好紀 農業委員。

5 番

今、尾崎さんから説明がありましたとおり、17日に現地確認をしました。場所は、(地区名)の山の上で、10アールの単価にすると少し高いと思いますが、地権者同士が話合いの上でそうなったんだと思います。(譲渡人)は県外におられるので、(譲受人)は地元であり、隣接地に土地もあるので、有効利用ができるんじゃないかなと思っております。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の 方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。 事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、議案第2号の1ページをお開きください。整理番号5、申請地は、長与町高田郷(地番)、地目は田で、419㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、使用貸人が、長与町高田郷(地番)、(氏名)さん。申請目的は、使用貸借権の永久設定です。施設の概要は、住宅建設で、木造スレート葺平屋建て、建築面積は104.61㎡、所用面積は419㎡です。備考欄に記載のとおり、使用貸人と使用借人は親子の関係で、申請地を借用して住宅を建設します。雨水排水について、排水管を新設し、道路側溝へ放流させます。汚水排水については、隣接道路の既設下水管に接続します。市街化調整区域となります。ここで、本日配布している、資料No.1の配置図をご覧ください。この中で、住宅の周りにある青い線が、雨水排水の管で、緑色の線が下水管です。2ページに敷地図と3ページに断面図を添付しておりますが、敷地は、現在2段になっている土地を、下の段、2ページの図面で言えばCに合わせるため、最大で0.8 m切土を行います。なお、この農地について、立地基準は第2種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。 2ページをお開きください。図面の中央に高田郷の〇〇踏切がございますが、県道長崎多良見線から踏切を渡り、約400m奥に進んだところに申請地 高田郷(地番)がございます。なお、農地の正確な位置等につきましては、3ページの字図をご確認いただければと思います。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

山口健士推進委員。

推進委員 4番 6月17日、水谷会長他、地元の岡崎委員と現地確認させていただきました。(使用貸人)は、本件に関してよく考えられていると理解出来ました。水田の2枚を整地して子ど

もさんに譲渡されるということで、現地確認した上で全く問題ないと思います。側溝とか 雨水排水の問題等確認いたしましたが、何ら異常は認められませんでした。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。 6番 岡﨑 道子 農業委員。

6 番 (地区名)に住んでいただけるということで歓迎しています。問題ないと思います。

議 長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 渡邉委員。

2 番 No.1の2ページの地図がありますが、道路は4mに拡幅されるんですか。そこを確認させてください。

事務局 今のところの道路を拡幅するというお話はいただいておりません。

議長 ここは市街化区域ではないので、既存道路に接道という形でやるということで、大体2t車が通るぐらいです。今のところ、拡幅ということについては聞いておりませんが、この土地と接道する部分については、(使用貸人)の土地が全部ですので、何らかの形で宅内の入り込みについてはあるのかなと。この図面でいけば、既存道路でいくという形になっています。ほかにご意見・質問はありませんか。

# 【意見・質問無し】

議 長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。 この農地法第5条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 【挙手を確認 議長に報告】

# 議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、県に進達することに決 定いたします。

続いて、第3号議案 農用地利用集積計画について審議いたします。

今月は5件です。すべて農地中間管理機構を通した利用集積計画となります。農地中間管理機構を通す場合、計画内容に対し農業委員会の意見が求められるため、第4号議案 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についても、併せて審議いたします。

まず1件目について、説明をお願いします。

#### 事務局

それでは第3議案 農用地利用集積計画についてご説明します。第3号議案をご準備ください。1ページから2ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。3ページをお開きください。1件目を説明します。

(A)欄の、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、(氏名)さん、長与町三根郷(地番)。次に(B)欄、賃借権の設定等を受ける者・賃借権の設定等を行う者の氏名及び住所は、公益財団法人 長崎県農業振興公社 理事長 上田裕司さん、長崎市尾上町3番1号。そして(C)欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、(氏名)さん、長与町本川内郷(地番)。権利対象の土地は1筆で、長与町三根郷(地番)、地目は田で1,592㎡です。権利の種類は賃貸借で、利用内容は水稲です。契約期間は、令和3年7月10日から令和8年7月9日までの5年間です。年間の借賃は〇〇円で、毎年12月に口座へ振り込みます。平成29年から借り入れをしており、今回1回目の更新ですが、今回から中間管理機構を利用した契約となっています。

土地の所在ですが、5ページをお開きください。図面中央に○○橋がございますが、橋を (地区名)方面へ渡り切った付近の、赤色で表示してある場所が、申請地の(地番)です。 以上です。

#### 議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

田中 光夫推進委員。

# 推進委員3番

6月17日の午前10時半に水谷会長、柳原委員、福本局長、森さんと私の5人で、確認しました。継続ということもあり、別に問題はないと思います。以上です。

# 議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志農業委員。

10番

はい。この土地は先ほど言われたように、〇〇神社の近くの〇〇橋のたもとになるんですが、地主の(氏名)さんは、働きに行ってらっしゃるんで、なかなか農業が出来ないということで、3年前に(借主)に貸されて、今年また中間管理機構を通じて貸されるということになりました。借主は、田んぼの機械類も全部揃えておられますし、また、三根の他の地域もあちこち借りておられます。そして管理もきちんとされておられるので問題ないと思います。それから、借賃が約〇〇円ですが、これは反あたり〇〇円位です。私たちの地域では、こういった圃場整備をしてあるところは大体1俵〇〇円ですかね、そういった相場でしてあるみたいで、ちょっと高いみたいですけど。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

# 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。 異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第4号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、計画内容に関して、第4号議案の2ページにあります、意見書に、『意見なし』又は『意見あり』のどちらかを選択し、報告することになっておりますので、農業委員の挙手で賛否をとります。計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告する ことにいたします。 続いて、2件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2件目です。4ページをお開きください。(A)欄の、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、(氏名)さん、長崎市扇町(地番)。(B)欄、賃借権の設定等を受ける者・賃借権の設定等を行う者の氏名及び住所は、長崎県農業振興公社です。(C)欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、(氏名)さん、長与町三根郷(地番)。権利対象の土地は1筆で、長与町三根郷(地番)、地目は畑で、583㎡です。権利の種類は賃貸借で、利用内容は野菜です。契約期間は、令和3年7月10日から令和6年の7月9日までの3年間です。年間の借賃は、○○円で、毎年12月に口座へ振り込みます。平成30年から借り入れをしており、今回1回目の更新です。

土地の所在ですが、5ページをお開きください。1件目の近くになります。○○橋の右手の川沿いの青色で表示した場所が、申請地の三根郷(地番)です。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

田中 光夫 推進委員。

推進委員3番

同じく17日に現地確認をいたしました。現状は周りは全部水田なのですが、その分だけ、夏野菜を何種類も耕作されており立派なものがなっていました。継続ということで、何も問題はないと思います。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

10番 柳原 厚志 農業委員。

10番

はい。この土地は、前は田んぼでしたが、3年前に(氏名)さんが借りられて、今は野菜を作ってらっしゃいます。この土地は私の兄弟の土地でしたので、最初私に、あそこを借りたいと相談に来られて。それで私のほうで話をして借りるようにしたわけなんですけど、一応今は中間管理機構というのがあって、借主さんが病気等になられて耕作できなくなっても、借りた間は補償してくれるなど、いろいろな説明をしながら中間管理機構を利用するように勧めました。現地確認したときは、なすとか里芋とかオクラなど夏野菜を耕作されておられました。勤めながら土地を管理して耕作していらっしゃるみたいですが、きちんと管理をされていますから、別に問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

### 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第4号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、農業委員の挙手で賛否をとります。計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告する ことにいたします。

続いて、3件目に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局

3件目です。6ページをお開きください。(A)欄の、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、(氏名)さん、長与町斉藤郷(地番)。(B)欄は、長崎県農業振興公社です。(C)欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、(氏名)さん、長与町丸田郷(地番)。権利対象の土地は5筆で、長与町斎藤郷(地番)、地目は畑で、1,974㎡。同じく(地番)、地目は畑の1,727㎡。同じく(地番)、地目は畑の23㎡。同じく(地番)、地目は畑の750㎡。同じく(地番)、地目は畑の750㎡。同じく(地番)、地目は畑の750㎡。同じく(地番)、地目は畑の74㎡。合計5筆の4,548㎡です。権利の種類は賃貸借で、利用内容は果樹畑です。契約期間は、令和3年7月10日から令和13年の7月9日までの10年間です。年間の借賃は、5筆で○○円で、単価は10aあたり○○円です。毎年12月に口座へ振り込みます。新規となります。

ここで、本日お配りしております、資料No.2の就農計画をご覧ください。借受人は、ご実家が農業経営をされておられますが、ご自身で独立して農業経営を予定されております。この度、農地を借り入れるということで、就農計画をご提出いただいております。内容について簡単に説明いたします。1ページの1-(2)就農時における目標ですが、経営規模は0.8~クタール。これは、今回の申請地のほかに、時津町の土地も借り入れるため、その合計面積を記入されています。作物は主にみかんとレモンを予定されており、所得目標は年400万円、労働者は本人1名です。2ページをお開きください。(2)と(3)に研修計画が記載されております。現在農業大学校において基礎研修を受けられており、その後、実務研修を計画されております。3ページの営農計画書は、スケジュール表のとおりで、約1年間の研修を経て、本格的に就農する計画です。

議案書の7ページにお戻りください。土地の所在ですが、図面の右下の(施設名)から、500mほど奥に進んだところの、色付けしてある場所が、申請地の5筆になります。 以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

坂本 謙二 推進委員。

推進委員7番

はい。6月17日午後1時半から、水谷会長、福本局長、森さん、渡邉委員と私、5名で現地の確認をいたしました。(貸主)は、自転車で畑によく行かれていて、農薬の散布などは運転ができないので、親戚の方にお願いして一緒にされていたようです。自分がしたい時にされないということで、大変苦労されたのではないかと思います。現地はきれいに整備されていて、次の(借主)が、後をきちんとしていただくということで、少しずつ高齢者の方がリタイアしていく上で、斎藤地区としても農地が荒れないということで良いことだと思います。詳しいことは、渡邉委員さんがご存じだと思います。私の方は何の問題もないと思います。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。 2番 渡邉 章三 農業委員。

2 番

はい。現地の確認については、坂本委員さんが言われた通りであります。少し詳しく言いますと、まず、(貸主)。実は令和2年までは、みかんを一生懸命耕作されておられました。ところが、来年はみかんはもうやめるという話で、もったいないと。極早生から普通早生、大島と全部耕作されており、面積は約8反ありました。もうやめるということで、誰か借りる方がいないだろうかと思っていたところ、(借主)が、新規就農者で果樹を耕作

されるということでしたので。実は長与町に約4反5畝、時津町の方に約3反5畝あります。全部車が畑に横付けになる所ばかりです。(借主)も、ここは良いということでした。(貸主)は運転が出来ないので、駆除から収穫から全部雇い入れてされておられました。そういう事情からなのかなという気がしております。(借主)については、今は研修場に行かれているので、そこを卒業すると斉藤地区のみかん部会の講習会にも参加されると思います。それで、駆除等の水も、上等の注ぎ口がありますので、それを使えるように、段取りしたいと思います。そういうことで、斉藤地区ももう高齢化しておりまして、だんだんみかんの木が枯れていく状態ですので、1番場所的にも良いところだったので、良い後継者ができたと思っております。以上です。よろしくお願いします。

議 長 これは、斡旋をしていただいた原田委員さんからも少しお願いします。

12番 今回、就農することになった(借主)は、お父さんが、どうしても息子が農業をやって みたいということで、こういうことになったのでという相談を受けました。それで今回、 こうして斉藤郷の方で温かく受入れてもらって、本当に感謝しております。今後ともよろ しくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

10番 (借主)が、新規就農者として農業をされるということで、荒廃地など農業に関して 熱心にされることだと思っておりますが今、研修に行かれて農業の補助金とかそういった ものを利用されるのでしょうか。

議 長 はい、事務局どうぞ。

事務局 就農に当たっての補助金制度があると思うんですけれども、そちらの方を活用されると いうことでお聞きをしております。

10番 はい、わかりました。(借主)は、実家も農業をされておられるので、跡継ぎもされるんでしょうかね。

事務局

今回は、ご自身で独立してされたいということでの就農計画になっております。

議長

新規就農で新規取得という形で動いていくということで。その後安定すると、現状の農地も荒らさないように、多分頑張られるだろうというふうに想定をしております。 原口委員どうぞ。

7 番

(借主) は今まで何をされていたのかなと。何か仕事をされておられたけど辞めて新規 就農されたのかなと。

議長

原田委員、少し経過説明をお願いします。

12番

私も詳しい内容はわかりませんが、食品の検査関係です。はっきりわかりませんが、お 父さんがこれまでされてきた仕事内容を見て、自分もやってみようかなというふうに思っ たんじゃないかなと思います。

議長

初めは、新しい夢をもって無農薬レモンを耕作したいという希望があったんです。そのときに(貸主)の土地が8反位あるということで、新規就農でいきなり農地を新たにするよりは安定するという形で、農業委員さんたちが斡旋をしていただいて。本当に(貸主)の土地は、きれいに管理をされておられるので、これを荒らす前に誰かが、新規就農者が借りてくれればということで、そういう形になっております。多分(借主)は、希望を持って意欲を持って頑張って耕作されるというふうに、我々想定しているところです。そういう意味では非常に良いことだというふうに思っております。以上です。

はい、渡辺委員どうぞ。

2 番

私も(借主)と少し話をしてみました。家の跡継ぎをされるのか尋ねたら、跡継ぎは弟さんの子どもに継いでもらいたい、そんな話をされました。本人は独立してやるという考え方のようで、家の手伝いもするが、基本的には独立してやっていくということで、基本的にはレモンを主体に作りたいという話しでした。

議長

ほかにご意見・質問はありませんか。

## 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

まずは、第3号議案の農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛 否をとります。許可することに、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第4号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、農業委員の挙手で賛否をとります。計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告する ことにいたします。

続いて、4件目と5件目は借受人が同じですので、まとめて審議いたします。事務局より 説明をお願いします。

事務局

4件目です。8ページをお開きください。(A)欄の、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。(B)欄は、長崎県農業振興公社です。(C)欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、(氏名)さん、長与町本川内郷(地番)。権利対象の土地は1筆で、長与町岡郷(地番)、地目は畑で1,704㎡です。権利の種類は賃貸借で、利用内容は果樹です。契約期間は、令和3年7月10日から令和23年の7月9日までの20年間です。年間の借賃は〇〇円で、毎年12月に口座へ振り込みます。新規となります。

続けて、5件目を説明します。9ページです。(A)欄の、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、(氏名)さん、長与町岡郷(地番)。(B)欄は、長崎県農業振興公社です。(C)欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、先ほどと同じ、(氏名)さんです。権利対象の土地は1筆で、長与町岡郷(地番)、地目は畑で、4,366㎡です。権利の種類は賃貸借で、利用内容は果樹です。契約期間は、令和3年7月10日

から令和23年の7月9日までの20年間です。年間の借賃は、 $\bigcirc\bigcirc$ 円で、毎年12月に口座へ振り込みます。

土地の所在ですが、10ページ・11ページをご覧ください。広域でわかりにくく申し訳ありませんが、○○公園のすぐ横の農地です。水色と赤紫で表示してある2筆が、申請地となります。

以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願い します。

坂本 秀哉推進委員。

推進委員 8 番 坂本です。17日に確認に行きました。場所は、○○公園のすぐ隣で、農地の確認をいたしました。確認者は、水谷会長、福本事務局長、森係長、山口委員さんと私です。全員で現地確認をしましたところ、適正であると判断しました。きれいにある程度除草作業もしてあり、ここに果樹を植えるのも日当たりもいいし、問題ないのではないかと皆さんで協議しました。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 農業委員。

11番

6月17日午後2時30分頃から、水谷会長、福本局長、森係長、坂本委員と私で現地確認をしました。(4件目貸主)の畑は草刈りがちゃんとされていて、保全管理がされています。(5件目貸主)の畑は、雑木が半分ほど伐採されていたのですが、二つとも畑は傾斜がなめらかで、重機を入れるとすぐいいい畑になると、私は思いました。荒廃地解消になり、若い後継者が頑張って農業をしてくれるということで、とても嬉しく思いました。以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。 原口委員。

7 番

9ページの説明ですが、(5件目貸主)のところは、少し荒れた状態ですが木は切ってありました。今山口さんが言われたように、ちょうど山の頂上付近で緩やかなところで、みかん作りには良いなあという場所なんですが、(借主)にどなたが頑張って結びつけてくれ

た案件なのかなと思って。それを教えてもらえますか。

議長

これは中間管理の担当のほうから、地主が今出している部分についてですね、その部分をあっせんという形で、(借主)が借りたということです。(借主)も土地を探されていたわけですが、基本的に実家から近いということで条件が整ったということで借りたという形になりました。

渡辺委員。

2 番

山口委員が言われたように、良い場所だなと私も思います。ただ青い部分の入口の方だけ伐採してありましたが、やはり4反3畝はかなり広いですよね。上の方はまだ伐採してなかったのですが、みかんを植えるのに重機を入れて造成する予定なのですかね。

議長

これは話を聞くと、町の荒廃地についての補助金があるという形で、その分を活用するのではないかというふうに聞いております。あそこは分類ではA分類ということになっております。新たな新規就農者が、そこで耕作したいという意向があるということで、この議案にあがっています。

はい。益冨委員。

9 番

ちょっと確認なんですが、町が仲介に入ってという話ですが、それは産業振興課ですか。私の記憶違いかもしれませんけども、中間管理機構は、土地の出し手借り手両方揃って受け付けをするんですよということを聞いていて、それじゃうまくいかないんじゃないかなというふうに思っていたんですよ。だから、できれば、もう早めに、荒廃地になりそうな箇所の意見を中間管理機構がまとめて受け付けをして、それを周知する。そういうふうにしたらどうなんでしょうかっていう話を、以前担当所管としたことがあったと思うんですが、その辺について、もう仕組みがそういうふうになったということでよろしいんでしょうか。

議長

所管としては、中間管理機構は農業委員会ではなく、産業振興課ですけれども、要するに、貸したいという人が、役場の産業振興課の担当に、中間管理の届出をする。それを、今までは年に2回ぐらい、こういうのが出ていますということで、認定農業者あたりに送っていた。そういう形です。それについては、ちょうど先ほど出ました、(氏名) さんの事例のように、農業委員さんが、そういう人が出ましたよ、こういう方がいますよと、そういう体制を作って、町の行政の方も入って、情報提供を共有しようと。皆さん方からも、耕作できない人等の情報が早く入れば、そういうのが荒れる前に、次は隣接地の方にどうかとか、そういう形

で今後推進をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。 ほかにご意見・質問はありませんか。

# 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

まずは、第3号議案の農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛 否をとります。許可することに、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認、議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第4号議案の農地中間管理事業における農用地配分計画案に伴う意見聴取について、農業委員の挙手で賛否をとります。計画内容について、『意見なし』の方は挙手をお願いします。

事務局

【挙手を確認 議長に報告】

議長

挙手された農業委員が12人全員で、過半数を超えていますので、『意見なし』で報告する ことにいたします。

これからは、報告事項に移ります。

農地転用専決処分の報告について事務局、お願いします。

事務局

報告いたします。まず、令和3年3月総括表については、説明を省略いたしますので、後ほどご確認ください。

それでは報告事項の1ページをお開きください。農地転用専決処分の報告書、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出です。1. 当事者の氏名・住所・職業。譲受人は、(氏名)さん、佐世保市原分町(地番)。職業は会社員です。譲渡人は、2名おられます。(氏名)さん、長与町嬉里郷(地番)。職業は介護職です。それから、(氏名)さん、長与町嬉里郷(地番)。職業は無職です。2. 土地の所在等。長与町嬉里郷(地番)、78㎡、地目は、登記簿は畑、現況は休耕地です。3. 転用計画。転用の目的に係る事業または施設の概要は、

共同住宅建築で、所用面積は併用地を含め、732.53㎡です。4.申請日 令和3年5月12日、5.専決処分の日、令和3年5月28日。以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第7条第2項の規定により、専決処分をしたので報告いたします。令和3年6月25日、長与町農業委員会 事務局長 福本 美也子。

2ページをお開きください。土地の所在地を説明します。図面の中央少し上に、丸田郷の (共同住宅)の道向かいの赤色で表示してある場所が、届出地、嬉里郷(地番)です。 以上です。

議 長 ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

議 長 次は、行事報告です。事務局、お願いします。

【この後、令和3年6月の行事報告が行われた】

議長 7月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局 7月26日(月)9時30分からはいかがでしょうか。

# 【異議なし】

議 長 以上をもちまして、長与町農業委員会6月総会を閉会します。